

令和3年度第2回富山市農業委員会総会（月次）議事録

1. 日 時 令和3年5月6日（木）  
午後1時30分～午後3時00分
2. 場 所 富山市役所 東館8階 大会議室
3. 出席委員 23人  
会 長 23番 才木 隆雄  
会長代理 24番 宮田 好一 20番 島田 一郎  
委 員 1番 熊南 昭浩 2番 山崎 修  
3番 西田 清範 4番 田中 輝男  
5番 森 悦雄 7番 古田 茂  
8番 大場 忠勝 9番 大橋 芳信  
10番 大浦 清貴 11番 山崎 巖  
12番 福山 英則 13番 仲田 茂男  
14番 下村 帝 15番 北森 正誠  
16番 渡辺 正志 17番 金田 修一  
18番 長谷 幹夫 19番 金木 洋子  
21番 五十嵐英夫 22番 中井 義則
4. 欠席委員 6番 古川 一治
5. 議 題 議案第7号 農地法第3条の規定による許可申請について  
議案第8号 農地法第4条第1項及び第5条第1項の規定による許可申請について  
議案第9号 事業計画の変更申請について  
議案第10号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について  
議案第11号 農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想の変更について  
議案第12号 国営水橋土地改良事業の施行に伴う事業参加者の申出に関し承認を求める件について  
報告事項第5号 農地法第3条の3の規定による受理について  
報告事項第6号 農地法第4条第1項第8号及び第5条第1項第7号の規定による受理について  
報告事項第7号 農地法第18条第6項の規定による通知について  
報告事項第8号 農地法第5条第1項の規定による許可の取消しについて  
報告事項第9号 農地法第5条第1項の規定による許可申請

の取下げについて  
報告事項第10号 農地法第4条第1項及び第5条第1項の  
規定による受理の取消しについて

## 議 事

事務局 本日の月次総会につきましては、出席委員数は23名でございます。

「農業委員会等に関する法律第27条第3項」の規定による開催要件、在任委員数24名の過半数に達していることから、本総会が成立していることをご報告いたします。

会長 それでは、ただ今より令和3年度第2回富山市農業委員会月次総会を開催します。

本日は、議案6件、報告事項6件がございます。

本日の議事録署名委員を私より指名してよろしいでしょうか。

(委員一同 異議なし)

会長 それでは、私の方から指名させていただきます。5番森委員、7番古田委員、両委員にお願いしたいと思います。

会長 それでは、議案の審議に入ります。

議案第7号農地法第3条の規定による許可申請について、事務局から説明をお願いします。

事務局 議案第7号農地法第3条の規定による許可申請について、ご説明いたします。議案書は1ページから4ページまでです。

今回の申請件数は11件で、申請面積は12,133.00㎡です。

許可基準についてですが、全部効率利用要件、農作業常時従事要件、下限面積要件、地域調和要件について、申請書類においては、各要件を満たしています。

申請理由及び権利の種類についてご説明します。2ページをご覧ください。

1番は、労働力不足により、所有権を移転するものです。

2番は、相手方の要望により、所有権を移転するものです。

3番と4番は、自作地の相互交換により、所有権を移転するものです。

5番は、相手方の要望により、所有権を移転するものです。

6番は、経営の縮小により、所有権を移転するものです。

7番は、相手方の要望により、所有権を移転するものです。

8番は、相手方の要望により、所有権を移転するものです。

9番は、労働力不足により、所有権を移転するものです。

10番は、経営の縮小により、所有権を移転するものです。  
11番は、相手方の要望により、所有権を移転するものです。  
10番と11番は、農地所有適格法人への貸付地を利用権が設定されたまま、所有権のみを移転する、いわゆる底地移転を行うものです。

10番の譲受人は□□□□、11番の譲受人は■■■■の構成員であります。法人の構成員へ底地移転を行う場合に限り、譲受人が同法人に貸し付けている農地を自身の経営面積に含めることができます。現地確認については、法人から農地が返還された場合、譲受人が農地を耕作することができるかを観点に確認していただきました。

以上でございます。

会 長 現地確認について、報告をお願いします。

(担当委員から問題ない旨の報告あり)

会 長 それでは、ただ今、説明及び報告がありました許可申請について、ご意見、ご質問等があれば承りたいと思います。

会 長 特にご意見、ご質問等がないようですので、申請どおり許可することにご異議ありませんか。

(異議なしとの発言あり)

会 長 異議なしとのことですので、申請どおり「許可」することといたします。

会 長 続きまして、議案第8号農地法第4条第1項及び同法第5条第1項の規定による許可申請について、事務局から説明をお願いします。

事 務 局 議案第8号農地法第4条第1項及び同法第5条第1項の規定による許可申請についてご説明いたします。議案書は5ページから10ページまでです。今回4条申請が3件、面積は326.23㎡、5条申請は11件、面積は5,934.30㎡です。

それでは、議案書6ページをご覧ください。「位置図及び許可基準」を併せてご覧ください。

まず、最初に4条の申請内容についてご説明いたします。

4条申請1番は、富山地域羽根において、一般住宅敷地を拡張するものであります。農業機械の乗り入れ及び農作業スペースとして

使用している土地の一部がコンクリートで宅地化されており、これを是正し、5条で息子が申請地に住宅を建てる計画であります。申請書には始末書の添付がございます。申請地より半径500mの範囲の中に医療施設が2件あり、接道する道路には上下水道管が埋設されていることから、農地種別は第3種農地となり、「原則許可」案件となります。

4条申請2番は、大沢野地域下大久保において、農家住宅敷地を整備するもので施工済みであります。住宅敷地として使用している土地の一部が農地であることが判明し、これを是正するものです。申請書には始末書の添付がございます。申請地は、都市計画区域の用途区域内にある農地で第3種農地となり、「原則許可」案件となります。

4条申請の3番は婦中地域外輪野において、一般住宅敷地を整備するものであり施工済みであります。住宅敷地として使用している土地の一部が農地であることが判明し、これを是正するものです。申請書には始末書の添付がございます。申請地より半径500mの範囲の中に小学校、地区センターがあり、接道する道路には上下水道管が埋設されていることから、農地種別は第3種農地となり、「原則許可」案件となります。

続きまして8ページをご覧ください。

5条の申請内容についてご説明いたします。

5条申請1番は、富山地域羽根において、一般住宅を建築する計画であります。家族も増え手狭となるため、また、実家との相互扶助のため、実家の隣接地を選定し、新たに住宅を建築するものです。申請地より半径500mの範囲の中に医療施設が2施設あり、接道する道路には上下水道管が埋設されていることから、農地種別は第3種農地となり、「原則許可」案件となります。

5条申請2番は、富山地域寺島において、一般住宅を建築する計画であります。こちらにおいても、実家との相互扶助のため、実家の隣接地を選定し、新たに住宅を建築するものです。申請地は、10ヘクタール以上の農地の集団規模に属する農地で特に良好な営農条件を備えております第1種農地で、許可の基準は「集落接続」を適用しております。

5条申請3番は、富山地域東老田において、一般住宅を建築する計画であります。こちらも、実家との相互扶助のため可能な限り実家に近い申請地を選定されたものであります。申請地は、10ヘクタール以上の農地の集団規模に属する農地で特に良好な営農条件を備えております第1種農地で、許可の基準は「集落接続」を適用しております。

続きまして9ページをご覧ください。

5条申請4番は、富山地域平岡において、ゴルフ場の敷地を整備する計画であります。ゴルフ場敷地として過去に取得した農地の一部が未買収であったことが判明し、これを是正するものです。申請書には始末書の添付がございます。申請地は、10ヘクタールに満たない農地の集団に属する農地で第2種農地となり、許可基準は、「代替可能性なし」を適用しております。

5条申請5番は、富山地域水橋恋塚において、一般住宅を建築する計画であります。申請地は過去に農地転用されており申請人が死亡されたため、許可無効となったものであります。付近に保育所、小学校があり、利便性が高いことから申請地を選定したものであります。申請地は、10ヘクタール以上の農地の集団規模に属する農地で特に良好な営農条件を備えております第1種農地で、許可の基準は「集落接続」を適用しております。

5条申請6番は、八尾地域新田において、一般住宅を建築する計画であります。こちらについても、実家との相互扶助のため、実家の隣接地を選定し、新たに住宅を建築するものです。申請地は、10ヘクタール以上の農地の集団規模に属する農地で特に良好な営農条件を備えております第1種農地で、許可の基準は「集落接続」を適用しております。

5条申請7番は、婦中地域上轡田において、サービス付き高齢者向け住宅を建築する計画であります。申請事業者は高齢者住宅の企画、コンサルタントを行っており、現在2棟を経営しており、今回、事業拡大のため計画したものであります。申請地より半径500mの範囲の中に医療施設が2か所あり、接道する道路には上下水道管が埋設されていることから、農地種別は第3種農地となり、「原則許可」案件となります。

続きまして10ページをご覧ください。

5条申請8番は、婦中地域下条において、駐車場及び資材置場の計画であります。申請人はクレーン事業を営んでおり、作業の安全面と利便性から、クレーン車及び運搬車の駐車場、資材置場を確保するため申請するものであります。申請地より半径500mの範囲の中に教育施設と地区センターがあり、接道する道路には上下水道管が埋設されていることから、農地種別は第3種農地となり、「原則許可」案件となります。

5条申請9番は、婦中地域萩島において、一般住宅を建築する計画であります。こちらについても実家との相互扶助のため、実家の隣接地を選定し、新たに住宅を建築するものです。申請地は、10ヘクタール以上の農地の集団規模に属する農地で特に良好な営農条件を備えております第1種農地で、許可の基準は「集落接続」を適

用しております。

5条申請10番は、婦中地域堀において、一般住宅を建築する計画であります。こちらについては、現在のアパートが手狭なこと、また、妻方の親、祖母の介護のため、可能な限り近い申請地を選定したものであります。申請地より半径500mの範囲の中に教育施設、地区センターがあり、また、接道する道路には上下水道管が埋設させていることから、第3種農地となり、「原則許可」案件となります。

5条申請11番は、農家住宅を建築する計画であります。今後、農業を継ぐこと、また実家との相互扶助のため可能な限り実家に近い申請地を選定されたものであります。申請地は、10ヘクタール以上の農地の集団規模に属する農地で特に良好な営農条件を備えております第1種農地で、許可の基準は「集落接続」を適用しております。

以上でございます。

会 長 現地確認について、報告をお願いします。

(各担当委員から問題ない旨の報告あり)

会 長 それでは、ただ今、説明及び報告がありました許可申請について、ご意見、ご質問等があれば承りたいと思います。

A 委 員 5番について、過去に転用しておいて、今回また転用されるのですか。

B 委 員 過去に転用されたままの状態になって、そのまま放置されていた案件になります。

事 務 局 補足させていただきます。過去に農地転用されておきまして、申請された方が亡くなられて、許可後、転用目的を達成された場合は、許可済み証明で済むのですが、今回は農地のままであり、目的が達成されないまま亡くなられた場合は、その許可が無効となりますので、今回新たに転用許可申請をされたこととなります。

C 委 員 9番ですが、現況が宅地になっているのですが、これは無断転用されていたということですか。

事 務 局 こちらにつきましても、過去に資材置場として農地転用されておりますが、法務局で地目変更をされないまま資材置場として使用し

ていたため、今回新たに転用許可申請をされ、子供の家の建設を目的に申請されております。

C 委員      ということは、この申請者がその時点で地目変更をしておけば申請の必要はなかったということですか。

事務局      地目が田畑以外の場合は、農地法の関与はありませんので、申請は必要なく住宅を建築することができます。しかし、資材置場の場合は、上に箱物を建てないことが条件となります。

A 委員      確認ですが、農地転用の許可をもらっても、法務局で地目変更をしないと地目変更できないということですか。

事務局      例えば、許可をもらって家を建てた後に、法務局が写真や現地を確認することで目的が達成できたと確認され、登記簿上の地目が変更されます。

会 長      他にご意見、ご質問等がないようですので、許可相当とすることにご異議ありませんか。

(異議なしとの発言あり)

会 長      異議なしとのことでありますので、議案第8号農地法第4条第1項及び同法第5条第1項の規定による許可申請については、全件、許可相当と意見を付して、市長へ送付することといたします。

会 長      続きまして、議案第9号事業計画の変更申請について事務局から説明をお願いします。

事務局      続きまして、議案書の11ページをご覧ください。議案第9号事業計画の変更申請についてご説明申し上げます。

こちらにつきましては、当初、2年間の計画で陸砂利の採取計画でありましたが、2月からの大雪等の事情により、1年間、工期の延長を行いたく申請されたものであります。その他の工事内容には変更はありません。

以上でございます。



会 長        それでは、ただ今、説明がありました事業計画の変更申請について、ご意見、ご質問等があれば承りたいと思います。

      特にご意見、ご質問等がないようですので、この事業計画変更申請について、ご異議ありませんか。

(異議なしとの発言あり)

      議案第9号事業計画変更の申請については、承認相当と意見を付して、市長へ送付することといたします。

会 長        続きまして、議案第10号農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について、事務局から説明をお願いします。

      なお、17ページ30番は●●委員が代表を務める法人に関する事項でありますので、農業委員会等に関する法律第31条第1項により、議事参与の制限を受けます。

事 務 局        議案第10号農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定についてご説明いたします。議案書のページは、12ページから27ページです。所有権移転は1件で、移転面積は4,153㎡です。

      利用権設定は、今回は101件の貸し手から申し出があり、契約期間は、1～2年が6件、3～5年が30件、6～9年が13件、10年が52件です。設定面積は、607,918.98㎡です。

      15ページ1番から11番までは、農地中間管理機構を通すものであります。15ページ12番から27ページ99番が相対であります。

      今月は新規農家が1件あります。27ページの99番は、元々堆肥を販売している法人が、このたび農業に特化した法人を新たに設立し、新規農家として参入するものです。

      作物は、ニンジンの耕作を行うものであります。

      農用地利用集積計画の案件につきましては、農業経営基盤強化促進法第18条第3項に掲げる、基本構想との整合性、すべての農用地の効率的利用、常時従事などの各要件を満たしています。

      以上でございます。

会長 それでは、ただ今、報告及び説明がありました農用地利用集積計画について、30番を除き、ご意見、ご質問等があれば承りたいと思います。

会長 特にご意見、ご質問等がないようですので、この農用地利用集積計画について、ご異議ありませんか。

(異議なしとの発言あり)

会長 異議なしとのことですので、30番を除き、異議については、ないものといたします。

続きまして、30番について、審議いたしますので、●●委員は退室をお願いします。

<●●委員退室>

会長 それでは、30番について、ご意見、ご質問等があれば承りたいと思います。

会長 特にご意見、ご質問等がないようですので、この農用地利用集積計画について、ご異議ありませんか。

(異議なしとの発言あり)

会長 異議なしとのことですので、30番について、異議はないものといたします。

●●委員は入室をお願いします。

<●●委員入室>

会長 改めまして、議案第10号農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画について、ご異議なしと認め、原案通り決定いたします。

会長 議案第11号農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想の変更についてご説明いたします。議案書のページは、28ページから51ページです。

本市において策定している「農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想」について、農業経営基盤強化促進法の一部改正等に伴う変更を行うものです。

改正内容につきましては、担当課である農政企画課から、ご説明いたします。

農政企画課

お手元の議案第11号の資料をご覧ください。

本市では、「農業経営基盤強化促進法」に基づき、「農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想」を策定しており、今回、「農地中間管理事業に関する法律」や「農業経営基盤強化促進法」の一部改正、県の「農業経営基盤の強化の促進に関する基本方針」の変更に伴う「基本構想」の変更を行うため意見を求めるものです。

主な変更点としては、資料の2にある6点になります。

まず、議案の30ページをご覧ください。

(30ページの「富山市農業・農村の基本方針」を説明)

続きまして、33ページをご覧ください。

(33ページの「実質化された「人・農地プラン」等」について説明)

続きまして、34ページをご覧ください。

(34ページの「令和8年」及び「目標とすべき農業経営の姿の発展タイプ」について説明)

続きまして、39ページをご覧ください。

(39ページの「目標の変更」について説明)

続きまして、41ページをご覧ください。

(41ページの「農地利用集積円滑化事業」から「農地中間管理事業」への変更について、説明)

続きまして、42ページをご覧ください。

(42ページの「農地利用集積円滑化事業」の削除について、説明)

以上でございます。

会長

それでは、ただ今、説明がありました農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想の変更について、ご意見、ご質問等があれば承りたいと思います。

D 委員

32ページの④健康作物の栽培振興についてですが、特定の栽培耕作者に限定されるのでは、もっと広い作物振興が必要ではないでしょうか。

農政企画課

④については、エゴマを中心に記載されていますが、健康作物としてトウキやシャクヤクなどの薬用作物にも力を入れており、中山間地域を中心に振興しております。

また、エゴマについてもオイル等を中心に記載しておりますが、エゴマを使ったドレッシング等の販売やエゴマ塩などを海外に輸出

するなど、6次産業化にも力を入れており、健康作物として広く普及展開を図っていきたいと考えております。

会 長 他にご意見、ご質問等がないようですので、この農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想の変更について、ご異議ありませんか。

(異議なしとの発言あり)

会 長 異議なしとのことですので、議案第11号農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想の変更については、原案に同意することといたします。

続きまして、議案第12号国営水橋土地改良事業の施行に伴う事業参加者の申出に関し承認を求める件について、事務局から説明をお願いします。

農村整備課

お手元の議案第12号の資料をご覧ください。

今回の承認を求める趣旨は、土地改良事業を施行するにあたり、同意を得る土地改良法第3条資格者は、「土地所有者と耕作者が同一の場合は、所有者」、「土地所有者と耕作者が異なる場合は耕作者」となっています。

しかし、国営水橋土地改良事業は、土地の権利に基づくほ場整備事業のため、「土地の所有者と耕作者が異なる場合も、土地の所有者」を3条資格者とする必要があり、「土地改良法第3条第1項第2号」の規定により、農業委員会の承認を得て、所有者を3条資格者とするため、承認を求めるものです。

資料の2には、国営農地再編整備事業「水橋地区」事業概要になります。

(事業について説明)

以上でございます。

会 長 それでは、ただ今、説明がありました国営水橋土地改良事業の施行に伴う事業参加者の申出に関し承認を求める件について、ご意見、ご質問等があれば承りたいと思います。

D 委 員 2番の総事業費260億円を面積629haで換算すると、10aあたり400万円の単価となるが、私の地区の圃場整備事業は単価180万円くらいでしたが、非常に単価が高い原因はなんですか。

農村整備課 今回の整備は大変大きなエリアであり、用排水路も大幅に変え、一部大掛かりなパイプラインを入れるなどしていかなければならない、また、水橋地区は水はけが悪いところが多い、水はけを良くするために暗渠排水の整備も考えており、多少、他地区よりは割高になっています。260億円のうち30億円は国の方々の費用となっており、実質230億円と考えていただければと思います。

事務局 所有者からの申し出はこのようにファイリングされております。所有者と耕作者、利用権設定されている方、本来は、土改法では耕作者がそういう事業を行う資格があるのですが、水橋地区では所有者が事業をやるという手続きをするためにこのようなことをしております。利用権設定をしていますよということを、農業委員会で承認するために、本日議題にあげさせていただいております。

事務局 補足ですが、議案書では別紙のとおりと記載されておりますが、皆様にはお配りしておりません。こちらの手元に綴ってあり一覧表もあり、現物が綴ってあります。これは後日、告示された時に閲覧できるようにしております。ご覧になりたい方は、こちらまでお越しいただき閲覧下さいますようお願いいたします。

会長 他にご意見、ご質問等がないようですので、この国営水橋土地改良事業の施行に伴う事業参加者の申出に関し承認を求める件について、ご異議ありませんか。

(異議なしとの発言あり)

会長 異議なしとのことでありますので、議案第12号国営水橋土地改良事業の施行に伴う事業参加者の申出に関し承認を求める件については、原案通り承認いたします。

会長 報告事項第5号 農地法第3条の3の規定による受理について  
報告事項第6号 農地法第4条第1項第8号及び第5条第1項第7号の規定による受理について  
報告事項第7号 農地法第18条第6項の規定による通知について  
報告事項第8号 農地法第5条第1項の規定による許可の取消しについて  
報告事項第9号 農地法第5条第1項の規定による許可申請の取下げについて  
報告事項第10号 農地法第4条第1項及び第5条第1項の規定による受理の取消しについて

事務局から一括して説明をお願いいたします。

事務局 報告事項第5号農地法第3条の3の規定による受理について、ご報告します。議案書は52ページから66ページです。

今回の受理件数は25件で、すべて相続により所有権を取得したものであります。農業委員会へのあっせんの希望は、ありませんでした。

報告事項第6号農地法第4条第1項第8号及び第5条第1項第7号の規定による受理について、ご報告いたします。

議案書のページは67ページから75ページまでです。

今回の受理件数は、4条が5件、5条が17件、合わせて22件、面積は合わせて14,863.58㎡となっております。内容、転用目的についてはご覧のとおりです。一部内容についてご説明いたします。

71ページ6番については、令和2年7月に、4条で「共同住宅敷地」と届出されましたが、融資を受けることが困難であったため、5条で「住宅敷地」に変更されたものです。前回の受理の取消し願いと併せて今回改めて届出されたものです。

74ページ14番については、令和3年1月に5条で「住宅敷地」と届出されましたが、譲受人が変更されたものです。前回の受理の取消し願いと併せて今回改めて届出されたものです。

なお、事業面積が1,000㎡以上で、都市計画法上の開発許可と同日で受理する予定のものは、72ページ、73ページ5条の10番及び11番です。

報告事項第7号農地法第18条第6項の規定による賃貸借の合意解約について、ご報告いたします。議案書は、76ページから81ページです。

解約件数は19件で、解約面積は52,941.97㎡です。今回の解約に関連する議案及び解約理由は、備考欄記載のとおりです。

報告事項第8号農地法第5条第1項の規定による許可の取消しについてご報告いたします。議案書のページは82ページです。

1番については、平成5年3月30日付で、資材置場の目的で転用許可しましたが、計画が中止となったため取消しされたものです。この場所につきましては、今回、農家分家住宅敷地として、5条許可申請の提出がございます。

続きまして、報告事項第9号農地法第5条第1項の規定による許可申請の取り下げについてご報告いたします。議案書のページは83ページです。

1番は、令和元年8月15日に許可申請の提出がありましたが、申請を行っていた土地の開発許可取得に遅延が生じているため一旦

取下げ、確定後に改めて申請される予定です。

報告事項第10号農地法第4条第1項の規定及び農地法第5条第1項の規定による受理の取消しについてご報告いたします。議案書のページは85ページです。

1番については、報告事項第6号71ページの6番で説明したとおり、融資を受けることが困難で計画を変更したため取り消したものです。

2番については、報告事項第6号74ページの14番で説明したとおり、譲受人の変更のため取消したものです。

以上でございます。

会長 　ただ今、説明がありました報告事項について、ご意見、ご質問等がありましたら承りたいと思います。

会長 　特に何もありませんので、これをもちまして、2. 議案・報告事項の議案審議を終了します。3. 事務連絡等について、事務局より説明をお願いします。

ただ今、説明がありました連絡事項について、ご意見、ご質問等がありましたら承りたいと思います。

特に何もありませんので、令和3年度第2回富山市農業委員会月次総会を終わらせていただきます。